



Title	反政府テロとしての暗殺は道徳的に許容されるのか？
Author(s)	眞嶋, 俊造
Citation	応用倫理, 7, 16-27
Issue Date	2013-10-01
DOI	https://doi.org/10.14943/ouyourin.7.16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/60917
Type	departmental bulletin paper
File Information	no7_02majima.pdf



反政府テロとしての暗殺は道徳的に許容されるのか？

眞嶋俊造（北海道大学）

要旨

本稿の目的は、「テロは悪い」という前提のもと、「なぜ、どのような点でテロリズムが道徳的に正当化できないのか」と、「道徳的に許容できるテロリズムは存在しうるのか」という2つの問題について検討することである。本稿は3つの節に分かれている。まず、第1節では、テロリズムの定義を概観した上で、第1の問題にあたる「なぜ、どのような点でテロリズムが道徳的に正当化できないのか」について検討する。次に、第2節では、反政府テロリズムとしての暗殺が持つであろう(非)道徳性について検討する。最後に、第3節では、「道徳的に許容できるテロリズムは存在しうるのか」という問題を考えるにあたり、正戦論の枠組みを援用して、反政府テロとしての暗殺の道徳的許容(不)可能性について検討する。

Moral (Im)permissibility of Assassination as a Means of Anti-Regime Terrorism

Shunzo MAJIMA (Hokkaido University)

The purpose of this article is to examine the following two questions: one is, why, at what point terrorism cannot morally be justified; the other is, all kinds of acts of terrorism are morally impermissible under any circumstances. This paper is divided into three sections. In the first section, I examine the definition of terrorism and discuss the first question. In the second section, I examine (im)morality of assassination as a means of anti-government terrorism. In the third section, I explore the moral (im)permissibility of assassination by reference to the framework of just war theory in order to consider the second question. I conclude by arguing that there is no such morally justifiable assassination in reality although we can construct an ideal type of just assassination and argue moral permissibility of assassination at a theoretical level.

はじめに

「テロ（リズム）」と聞くと、私たちはどのようなことを思い浮かべるだろうか。年配の方なら、1970年に赤軍派によって起こされた「よど号ハイジャック事件」、1972年に連合赤軍によって起こされた「あさま山荘事件」、1970年代に日本赤軍によって起こされたハイジャック、外国公館占拠、テルアビブ・ロッド空港での小銃乱射といった一連の事件を思い出すかもしれない。また、

1995年に東京の地下鉄でサリンが撒かれたオウム真理教による「地下鉄サリン事件」を思い出した方もいるだろう。それらのテロリズムは国内外から多くの注目を集めた。

最も有名な海外におけるテロリズムの一例として、2001年9月11日に起こった「アメリカ同時多発テロ事件」を挙げることができる。この事件は、オサマ・ビン・ラディン率いるイスラム原理主義系の武装組織であったアル・カイダによって引き起こされた。アル・カイダのメンバーは、4機の旅客機をハイジャックし、そのうちの2機をニューヨークのマンハッタンにあった世界貿易センタービルのツインタワーに衝突させ、またもう1機をワシントンDC郊外のバージニア州アーリントンにある国防総省に衝突させた。この事件では、ニューヨークだけで3000人近い犠牲者が出たとされる。

「ひとりにとってのテロリストは、もうひとりにとっての「自由の戦士」である」という言葉がある。さて、私たちはこの言葉をどのように捉えるだろうか。もしこの言葉に一抹の真理があるとしても、この言葉は極端な相対主義に基づく、倫理または倫理学への懐疑を代表していると言えるかもしれない。とはいえ、さしあたってのところ、一般的にテロリズムは道徳的に正当化できない暴力行為であるといえよう。しかし、本稿では、「テロは悪い」だけで片づけしないで、「なぜ、どのような点でテロリズムが道徳的に正当化できないのか」と、「道徳的に許容できるテロリズムは存在しうるのか」という2つの問題について検討する。その理由は、戦争や拷問といった一般的に悪とされる暴力について、ある特定の状況下にあるものや何らかの条件を満たすものは道徳的に許容されるという議論があること、またその議論がある程度の説得性を持つと考えられることにある。さらに、テロリズムもまた暴力の一形態である以上、戦争や拷問といった他の暴力と同じく、その(非)道徳性について検討する意義があると考えられる。

本稿は3つの節に分かれている。まず第1節では、テロリズムの定義を概観した上で、第1の問題にあたる「なぜ、どのような点でテロリズムが道徳的に正当化できないのか」という問題を検討する。次に、第2節では、反政府テロリズムとしての暗殺が持つであろう(非)道徳性について検討する。最後に、第3節では、「道徳的に許容できるテロリズムは存在しうるのか」という問いを考えるにあたり、正戦論の枠組みを援用して、反政府テロとしての暗殺の道徳的許容(不)可能性について探求する。

1. 「テロ」の定義と倫理的問題

テロリズムが倫理的に悪いか否かについて考えるにあたっては、まずどのような行為がテロリズムに該当するかを検討する必要がある。いまのところ、国際的に合意された唯一の定義は存在しないが、個々の国や地域ではそれぞれの定義が存在する。例えば、イギリスのテロリズム法(2000年)を要約すると以下ようになる。すなわち、テロリズムとは、「人や財産に危害を与える行動や脅迫を用いて、政治的、宗教的、イデオロギー的な目的を促進するために、政府に影響を与えたり、また人々に恐怖を与えたりすること」である¹。ここで重要な点は、テロリズムによる直接の被害者だけではなく、その被害者と同じような属性(例えば、国籍、宗教、民族、イデ

1 Terrorism Act 2000 (UK), Part I, Article 1. http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/11/pdfs/ukpga_20000011_en.pdf (最終アクセス日、2013年8月14日)。

オロギー、社会階層、性別など）を持つという理由でテロリストにより「敵」とみなされた他の不特定多数の人々にまで恐怖を与えるという点である。具体的なテロの手段や方法として、兵器や武器の使用による殺傷行為、財産破壊、暗殺、誘拐、人質、拷問、虐待、核兵器・生物兵器・化学兵器・放射性兵器といった大量破壊兵器の使用、航空機や船舶などのハイジャック、環境破壊などが挙げられる。

テロリズムもまた、戦争と同じように暴力、つまり、「相手の同意なく、その相手を害することを意図した強制力の行使」である。それでは、テロリズムは他の暴力と比べて何が違うのだろうか。まず、戦争とは、「ある政治的な目的を達成するための手段として、政治共同体によって正当化され、またそれによってなされる集団的行為であり、状況によっては相手を死に至らしめることもいわず、また相手の意思にかかわらず、武器という手段を用いた物理的強制力の行使」と定義できるだろう。すると、一見するとこの戦争の定義はテロリズムにもあてはまりそうである。

しかし、おそらく、戦争とテロリズムとの決定的な違いは、チャールズ・タウンゼントが指摘するように、戦争には戦闘があるが、テロリズムには戦闘が伴わない点にあるだろう。タウンゼントは次のように続けている。

テロリストは、標的にしたものが自己防衛を行うことを妨げる（さらには不可能にする）方法で攻撃する。しかも、一般の人は、テロリズムが選択的ではなく無差別的に攻撃するその姿勢に印象づけられる。市場、店、バーの無差別爆破は、戦争法からみれば侮辱的な違反であり、道義的な区別——交戦者と中立者、戦闘員と非戦闘員、正当な標的と正当でない標的——を意に介さない姿勢である。²

また、マイケル・ウォルツァーによると、「テロリズムに固有の悪性」は、「無辜の民を殺傷するだけではなく、恐怖を日常生活に浸透させ、私生活を侵害し、公共空間を不安定に陥れ、警戒心を絶え間なく強制する」点にある³。どうやらテロリズムは、戦争と比べると、社会や人々の脆弱性——弱い立場にあること——につけこんで、その弱みを戦闘という手段を用いずに最大限に利用し、人々に恐怖心を抱かせる点に特徴があると言える。

おそらく、私たちが最も卑劣であり、道徳的に不快であり、また道徳的嫌悪を抱くようなテロリズムの一例として、アフガニスタンの武装勢力タリバンによる、「ナイト・レター」を挙げることができる。タリバンは、イスラム原理主義を精神的支柱とし、その原則に基づいて行動する。1997年にはアフガニスタンの政権を掌握したが、アル・カイダとの関係を持っているという疑惑のもと、アメリカ軍の攻撃にさらされ、2003年には政権を追われた。タリバンは厳格なイスラム原理主義を人々に強い、女性の教育や外出さえ禁止した。政権を追われた後も、タリバンは支配地域において女性に対するテロリズムを行っている。その例が、「ナイト・レター」である。「ナイト・レター」とは一種の脅迫文であり、夜のうちに届けられていることからその名前が付いた。女性の社会進出どころか外出さえ禁じるタリバンにとって、働く女性は「非イスラム的」な象徴と映る。次に、典型的な「ナイト・レター」を引用してみよう。

2 チャールズ・タウンゼント『テロリズム』岩波書店、2003年、8-9頁。

3 マイケル・ウォルツァー『戦争を論ずる——正戦のモラル・リアリティ』風行社、2008年、81-82頁。

お前は政府のために働いている。我々タリバンは、政府のために働くことをやめるようお前に警告する。さもなければお前の生命を奪う。我々は、今までどの女どももされたことがないようなひどい方法でお前を殺すだろう。それは、お前のように働いている女どもにとって、いい勉強になるだろう。お前が受け取っている金は「ハラム〔イスラム教で禁じられているものごと〕」であり、異教徒からのものだ。さあ、どうするかを選択するのはお前自身だ。⁴

この「ナイト・レター」はただの脅しではないことが多く、実際に「ナイト・レター」を受け取った本人が銃撃され負傷したり、また本人の家族が殺されたりした事例もある。そして、「ナイト・レター」の脅迫に屈服し、仕事を辞めるアフガニスタンの女性も少なくない。さらに、「ナイト・レター」は、本人のみではなく、アフガニスタンで働く女性全てに対する脅迫であり、恐怖を抱かせる。いいかえれば、単なる人権の蹂躪ではなく、人間性や人格の完全な否定であり、究極的な抑圧の一形態である。この点において、「ナイト・レター」はまさに支配のためのテロリズムの道徳的醜悪性を体現しているのだ。これまで見てきたことより、一般的にテロリズムの悪は、テロリズムの標的となる対象のみならず無辜の人々に危害を与えるだけではなく、社会や人々の脆弱性につけ込み、人々を脅し、恐怖を抱かせる点にあると言える。

テロリズムを考える上で注意すべき点がある。それは、政府や政府機関といった公権力によるテロリズムの定義では、時として、政府に敵対する勢力が用いる不正な暴力としての「反政府テロリズム」を強調するあまり、「国家による自国民へのテロリズム」という概念が欠落していることである。もともとテロの語源はフランス革命期の恐怖政治からきており、この時のテロという言葉は「政府によるテロリズム」を指していた。興味深いことに、私たちが思いつく「国家テロリズム」には、ナチス・ドイツのホロコースト、クメール・ルージュ政権下のカンボジアでの強制移住と虐殺が含まれる。このような大規模かつ組織的な国家テロが道徳的に許容できないことは明らかである。政府は自国の人々を保護する義務があり、その国の人々は政府によって保護される権利を持つ。このような権利と義務の関係を前提として、私たちは政府に統治を信託しているのである。しかし、その政府が、私たちの信託に背き、私たちを迫害したり、私たちに危害を与えたりするのであれば、それは政府と私たちの根源的な契約を履行していないことになる。それでもなお、私たちは、そのような政府による統治行為を「正しい」と呼ぶことができるのだろうか。国家の根源的な存在理由、つまり、国家はその領域内の人々を保護するために存在するということから考えると、保護されるべき人々に対するテロリズムはいかなる方法や手段であったとしても、道徳的に正当化することはできないだろう。

2. 反政府テロリズムとしての暗殺が持つであろう(非)道徳性

ここで問題が浮かび上がる。そもそも、道徳的に許されるような「反政府テロリズム」は存在

4 Patrick Cockburn, 'Leave your job or we will cut your head off your body...', *Independent*, 17 June 2010, <http://www.independent.co.uk/news/world/asia/leave-your-job-or-we-will-cut-your-head-off-your-body-2028706.html> (accessed on 12 July 2012).

するのだろうか。興味深いことに、ウォルツァーは、政治共同体が深刻かつ差し迫った破滅の危機にさらされている状況を「最高度緊急事態」と呼び、そのような状況としての虐殺のような抑圧に対抗する手段としてのテロリズムは正当化されるかもしれないと論じている。ウォルツァーは正戦論の原則をほのめかしながら、次のように続ける。「政治的・物理的殲滅の切迫する脅威に対抗するためであるなら、それが何らかの成功見込みを持つとして、極限手段も弁護することができる⁵」。しかし、ウォルツァーは、テロリズムの道徳的な正当化可能性について用心深い議論を続けている。「ただし、この種の脅威は、近年のテロ活動のどのケースにおいても存在してこなかった。テロリズムはこれまで、破滅を避けるための一手段ではなく政治的成功を得るための一手段であったのである⁶」。

ウォルツァーが想定するような道徳的に正当可能なテロリズムはこれまで実際に行われてこなかったが、それは理念としての「道徳的に正当な反政府テロリズム」が存在しないということを必ずしも意味しない。それでは、理念としての「道徳的に正当な反政府テロリズム」があるとするならば、それはいったいどのようなものだろうか。このことについて考えてみよう。

「道徳的に正当な反政府テロリズム」という問題を探るための一つの方法として、正戦論を援用することが思い浮かぶ。しかし、既に見たようにテロリズムの方法や手段は多岐にわたり、全てを同じものとして論じることは難しい。その理由は、ある種のテロリズムの方法や手段は、それ自体が検討するまでもないような（ほぼ）自明の悪とみなすことができる点にある。例えば、そのような自明の悪として、数多くの民間人死傷者を発生させるような無差別テロや、テロリズムの目的とは無関係な無抵抗の民間人を標的にした殺傷行為を挙げることができるだろう。

しかし、一般的に暗殺は、多岐にわたるテロリズムの方法と手段の中でも、より少ない暴力、つまり、「非常に限定され統制された暴力」として用いることができる。典型的な暗殺のパターンとして、1人または小集団が、1人の標的を殺害することが想定できる。個々の暗殺が道徳的に許容されるかどうかは別の話になるが、歴史上の具体例として以下を挙げることができるだろう。

1865年 アメリカ合衆国大統領エイブラハム・リンカーン暗殺

1878年 内務卿大久保利通暗殺（「紀尾井坂の変」）

1909年 枢密院議長伊藤博文暗殺

1914年 オーストリア帝位継承者フランツ・ヨーゼフ大公暗殺（第一次世界大戦の引き金になる）

1963年 アメリカ合衆国大統領ジョン・F・ケネディ暗殺

1995年 イスラエル首相イツハク・ラビン暗殺

これらいずれもが戦時中に行われたものではないが、戦時または平時に関わりなく、一般的に暗殺は他のテロリズムの方法や手段と同じように計画性と急襲性に特徴づけられる。しかし、それらの中でも、暗殺は「非常に限定され統制された暴力」である限りにおいて、より悪の度合いが少ないものと考えられるかもしれない。タウンゼントは、「暗殺は最小の力で抑圧者を葬れるか

5 ウォルツァー、85頁。

6 同上。

ら、古典的な暴君殺害には一定の価値があった」と論じている⁷。

このタウンゼントの主張に対して、私たちは少なくとも2つの疑問を持つだろう。1つは歴史的事実に関する疑問であり、もう1つは価値と概念に関する疑問である。歴史的事実に関する疑問とは、「一定の価値があったとされる古典的な暴君暗殺の、歴史上の具体的な事例とは」という問いにまとめられる。残念ながらタウンゼントは歴史上の具体的な暗殺の事例には言及してないので、彼の主張が具体的にどの暗殺の事例を指しているのかわからない。また、穿って考えれば、タウンゼントはその主張の「証拠」になる事例を提示していないので、これは議論ではなく論証されていないただの「言いつ放し」でしかない。本稿は暗殺を歴史学的に検討することを目的していないので、これ以上において第1の疑問を扱うことはやめる。

むしろ、本稿の議論において重要なのは第2の疑問、つまり価値と概念に関する疑問である。第2の疑問は、「最小の力で抑圧者を葬れることにおける一定の価値とは」という問いにまとめることができる。ここで明らかなことは、タウンゼントは、暗殺という行為が「最小の力で抑圧者を葬れる」点に何らかの価値を見出しているということである。しかし、ここにおいてもタウンゼントは「価値」がどのようなものであるかについては明言していない。しかし、次のように解釈するならば、タウンゼントの言明を検討する意義がある。それは、「暗殺というのは暴力であり悪ではあるが、抑圧という悪を阻止するにあたって用いられる暴力（つまり悪）の度合いが最小化されるという点で、つまり「より少ない悪」である点において価値がある」という解釈である。この考えを敷衍すると、「暗殺の道徳的価値」と「道徳的に許容される暗殺の概念化」に議論の焦点が絞られることになる。無論、暗殺の形態や方法や手段も多様であるので、一概に暗殺全てが道徳的に許容できるという議論にはならない。すると、ある暗殺が、どのような事由で、どのような目的で、どのような状況で、どのような方法や手段で行われるのかによって私たちの道徳判断は変わってくるかもしれない。ここにおいて私たちは「反政府テロとしての暗殺で道徳的に許容されるものはあるのか」という問いを検討する意義を改めて確認することができる。

3. 反政府テロとしての暗殺の道徳的許容(不)可能性

—— 正戦論の枠組みを援用して

すでに第1節ではテロの倫理的問題について、また第2節では反政府テロとしての暗殺の倫理的問題について検討したが、これまでの議論から次のことが言えるだろう。すなわち、「反政府テロとしての暗殺で道徳的に許容されるものはあるのか」という問題について議論を展開することに意義があるということだ。

暗殺と同じ暴力である戦争の道徳性に関する議論では、正戦論が用いられることがある。また、正戦論の枠組みは、それを援用することで他の暴力の道徳性を検討するにあたって一定の有用性を持ち合わせていることが認められる⁸。以下においては、さしあたり、ある特定の人々や集団

7 タウンゼント、27頁。

8 米中央情報局(CIA)の諜報活動と秘密工作に関して正戦論の枠組みを援用した論文としては、次を参照。David L. Perry, *Partly Cloudy: Ethics in War, Espionage, Covert Action, and Interrogation*, Lanham, MD: Scarecrow Press, 2009, pp. 94-96. また、拷問に関して正戦論の枠組みを援用した論文としては、次を参照。「正しい拷問? —— 「正拷問論」構築に向けて」『応用倫理』第4号、北海道大学応用倫理研究教育センター、2010年、13-28頁。

への弾圧や迫害を行っている全体主義政権に向けられた、反政府武力闘争の一手段としての暗殺について、正戦論の枠組みを用いて検討する⁹。言い換えれば、正戦論における「正しい戦争」にならない、反政府テロリズムという武力闘争の一手段としての「正しい暗殺」の原則を構築することを試みる。

【暗殺をする際の正義】

・ 正当な事由：「暗殺には正当な事由がなければならない」

暗殺の正当な事由は、全体主義政権によって人々に向けられる絶望的なまでに過酷な圧政、大規模かつ残虐な迫害や人権の蹂躪、公権力による組織的な暴力が既に起きているか、またはその発生が深刻かつ差し迫っていることを前提とする。そのような状況を前提としたうえで、それらを阻止し、それらに苦しんでいる無辜の人々を防衛するという他者防衛を正当な事由として挙げることができる。もし、合法かつ正統な政治プロセスを通して政治体制を変革できるのであれば、その国の指導者を暗殺することは正当な事由ではない。その理由は、民主制を政治体制として採用している国においては、一般原則として公正で公平な政治プロセス（自由選挙やデモやスト、状況によるが市民的不服従など）を通して市民が政治に参加し、政治を変えていくことが可能だからだ。そのような政治的自由のみならず、その国の人々の生命や財産の自由が国家権力によって大規模かつ深刻な程度にまで奪われている状況にあってのみ、彼らを防衛することがその国の指導者の暗殺をする正当な事由になる。

・ 正統な権威：「暗殺は正当な権威を持つ機関によって、または正統な権威の下に行われなければならない」

暗殺そのものを一個人で実行することは可能であるが、その背景には抑圧されている人々の民意を反映していることが前提となる。一匹狼の暗殺者は、抑圧されている政治共同体またはそれを代表する公的な機関から事前に（明示か否かにかかわらず）暗殺を行うにあたっての正統な行為者として承認を受けていなければならない。その政治共同体やそれを代表する公的な機関が代表している（と主張する）民意の程度や規模は場合により様々であるが、民意を代表していることについて国際社会を含む利害関係者に対して説明を行うことは、正統な権威を主張する集団の責任である。

9 正戦論の枠組みは、「戦争を開始する際の正義 (jus ad bellum)」と「戦争における正義 (jus in bello)」に分けることができる。「戦争を開始する際の正義」には、①「正当な理由 (just cause)」：「戦争には正当な事由がなければならない」、②正統な機関 (legitimate/proper authority)：「戦争は正統な機関によっておこなわれなければならない」、③正しい意図 (right intention)：「戦争は正しい意図に基づいて行われなければならない」、④最終手段 (last resort)「戦争は他の非軍事的手段が尽きたうえでの最終手段として行われなければならない」、⑤成功する見込み (reasonable prospect of success)：「戦争には成功する見込みがなければならない」、⑥結果の比例性 (proportionality in ends)：「戦争によってもたらされるよいことと悪いことは釣り合っていないなければならない」の6つがある。「戦争における正義」は、①区別 (distinction)：「戦闘員と非戦闘員は区別され、後者には適切な保護がなされなければならない」、②手段の比例性 (proportionality in means)：「戦闘によってもたらされるよいことと悪いことは釣り合っていないなければならない」の2つを挙げることができる。これら合計8つの原則の全てを満たしている戦争が「正しい戦争」とされる。しかし、8つの原則の1つでも満たさない場合には、その戦争は「不正な戦争」とされる。正戦論については、正戦論の原則については、次を参照。James Turner Johnson, *Morality and Contemporary Warfare*, New Haven, CT: Yale University Press, 1999, pp. 27-38.

・ 正しい意図：「暗殺には正しい意図がなければならない」

暗殺における正しい意図は、過酷な圧政、大規模かつ残虐な迫害や人権の蹂躪、公権力による組織的な暴力を阻止することによって、抑圧されている人々を解放し、彼らと国に平和をもたらすことである。ここで問題になるのは、不当な組織的暴力の停止や阻止という、短期的に暴力が存在しない状況としての最小主義的かつ消極的な平和を意図することが望まれるのか、またはそれ以上に、永続するような平和を構築していく長期的な取り組みまでも視野に入れた最大主義的かつ積極的な平和を意図することが見込まれるのかということである。暗殺における正しい意図は、少なくとも前者が必須条件となる。というのは、戦闘が繰り返される戦争という一連の出来事とは異なり、暗殺は一回性の行為である。つまり、暗殺を行うことと組織的暴力の停止または阻止という短期的平和を意図することの間には、より直接的な関係が見てとれる。しかし、暗殺において平和構築という長期的平和を意図することは、それらの関係が非常に密接とは言えないので、説得性を欠くことになりかねない。しかし、このことは、長期的平和について一切考慮する必要はないということの意味しない。むしろ、暗殺における正しい意図として、短期的な平和の意図は必須であるが、長期的な平和の意図は「あれば尚よい」というオプションとして考えるのが妥当である。逆に、後者だけを望むのであれば、それは無責任でしかない。

また、正しい意図にはもうひとつの論点がある。それは、暗殺には正しい意図だけが存在することが正当化要件となるのか、それとも正しい意図とともに他の意図が併存していても正当化要件となりうるのかという問題である。実際のところ、暗殺を行うにあたっては、他の意図も併存することがほとんどかもしれない。例えば、暗殺による政権転覆、政権奪取、個人的な恨みを晴らすことなど、他にも様々な「正しくない意図」があるだろう。ここからそれらの必ずしも「正しくない意図」が併存していても、正しい意図さえ存在していれば問題はないのだろうかとか疑義が生じる。この、「正しくない意図」の併存を認めるかどうかという点は、議論の分かれるところである。

・ 最終手段：「暗殺は最終手段でなければならない」

もし暗殺以外に他の非強制的または非暴力的手段があれば、まずはそれらの手段が試みられなければならない。それらすべてが失敗し、他に手段がなくなった場合に初めて暗殺が最終手段となる。たとえ暗殺が最も効果的であり効率的であったとしても、他の非強制的または非暴力的な手段が可能な限りにおいては、暗殺を行うことは許容されない。例えば、国民の自由や権利が制限された全体主義国家や権威主義国家にあっても、人々が非暴力デモに参加するために街に出ることがある。そのうちの多くが暴力を生み、彼らの流血に終わることもある。しかし、1789年のフランス革命、1956年のハンガリー動乱、1968年のプラハの春、1989年の東ドイツ、ハンガリー、ポーランド、チェコスロバキア、ルーマニアといった東欧諸国の民衆革命、2011年のチュニジアやエジプトでの民衆革命など、人々が街に出ることで政治体制が変革するという例は歴史に散見できる。それゆえ、非暴力的手段が試みられ、それが失敗したことが明らかになり、本当に暗殺以外の手段がない場合にのみ、「最終手段」の原則が満たされる。

・ 成功の見込み：「暗殺を行うにあたっては、成功の見込みがなければならない」

ここでいう成功の見込みとは、暗殺自体の成功の見込みではなく、「正しい意図」に示された、「過酷な圧政、大規模かつ残虐な迫害や人権の蹂躪、公権力による組織的な暴力を阻止すること」、「抑圧されている人々を解放し、彼らと国に平和をもたらすこと」に対する成功の見込みである。もしこれらの目標の達成に資しないと見える場合には、暗殺は行われるべきではない。この「成功の見込み」は、ある程度までその国の政治体制や国家の運営システムに依存するだろう。というのは、絶対的な権力を持った独裁者（例えば、ソ連におけるスターリン）が、政治のすべてにおいて裁量権を持っており、その個人のカリスマと恐怖政治によって国家統治が行われている場合、独裁者の暗殺成功によって、政治体制の転換や崩壊が起こりうる。一方、全体主義であっても、強固な官僚制に支えられた、複数の政治指導者の合議制に基づく集団指導体制によって政治が行われている国の場合、もしトップの指導者の暗殺に成功しても、ナンバー2がトップの地位に就くだけで、実態として何も変わらないということは起こりうる。また、集団指導体制を敷く政治指導部のメンバー全てを暗殺することは非常に難しいだろう。さらに言えば、強力な官僚システムによって組織的に、効果的かつ効率的に弾圧や迫害が進められた場合、軍事・治安機関のトップおよび幹部を全て暗殺することは現実的ではないし、「非常に限定された、最小限の暴力」として行使することができるという暗殺の特徴を損ねてしまうことになる。

・ 結果の比例：「暗殺によってもたらされることが予期される害悪は、暗殺によってもたらされることが予期される善いことを超えてはならない」

この原則は、「成功の見込み」と非常に密接にかかわっている。「結果の比例」における善いこととは、「過酷な圧政、大規模かつ残虐な迫害や人権の蹂躪、公権力による組織的な暴力を阻止し」、「抑圧されている人々を解放し、彼らと国に平和をもたらす」ことを指す。害悪は、暗殺という行為によって引き起こされる殺害と破壊、そして予期されることとしての政治的混乱を指す。どの程度の害悪が許容されるかについては議論のあるところであるが、政治的混乱が抑圧や迫害をエスカレートさせるかもしれないと予期されるのであれば、それらの負の影響もまた、害悪として考慮されるべきである。

【暗殺における正義】

・ 区別：「暗殺の対象となる者と、暗殺の対象にならない者を区別しなくてはならない」

道徳的に許容される暗殺の対象として、ある特定の人々や集団に対して公権力を用いて組織的な弾圧や迫害を行っている全体主義政権の指導者または弾圧や迫害を指示または命令している者が考えられる。この場合、さしあたって政治指導者や迫害や弾圧を指示または命令している者は、その残虐行為に対して最終かつ究極的な責任を負っている以上、彼らが軍籍を持っているかいないにかかわらず、等しく暗殺の正当な標的になる。しかし、彼らの指導的地位が形式のみで実態を伴わない、実質的には「お飾り」だとしたら、果たしてどうだろうか。そのような場合、彼らは正当な暗殺の標的とは言えない。その理由は、彼らを暗殺することが、最も直接的な暗殺の目的に合っていないからに他ならない。

では、実質的に弾圧や迫害の指示や命令を下す責任者や、実施の指揮を執る責任者は、「正しい

反政府テロリズムとしての暗殺」における標的になるのだろうか。この問いへの答えもまた、その暗殺が「弾圧や迫害の阻止」に直接結び付くかどうかによって変わってくる。もし、その実質的な責任者を暗殺することにより弾圧や迫害が止まるということについて、理に適い、十分に説得力を持った見込みがあるのであれば、その人物を暗殺の標的とすることは道徳的に不適切であるとは言えない。その理由は、暗殺という手段と弾圧や迫害の阻止という目的の間に、明確かつ直接的な因果関係を認めることができるからである。逆に、もし、実質的な責任者を暗殺することにより弾圧や迫害が止まる確固とした見込みがないのであれば、その人物の暗殺は道徳的に不適切であるだけでなく、実践的な面からも適切とは言えない。その理由は、強固な官僚制を基礎とする独裁主義または権威主義的な政治体制の国家では、実質的な責任者の暗殺に成功しても、次の「代わり」を見つけるのはそれほど難しいことではないかもしれないからである。もし、実質的な責任者が代わるだけでその後も弾圧や迫害が続けられることが予期されるのであれば、そのような暗殺は「弾圧や迫害の阻止」という暗殺そのものの目的に合わないのだから、道徳的に正当化できない。むしろ、その暗殺は暗殺の道徳的意義を奪うだけではなく、弾圧や迫害をエスカレートさせることが予期された上での確信的な行いであるならば、それは愚挙や愚行と呼ばれよう。

このように、名目的もしくは実質的に弾圧や迫害に責任を負う者が暗殺の標的として道徳的に適切であるかどうかは、弾圧や迫害に関するその人物の機能による。つまり、その者がいるために弾圧や迫害が行われていること、逆に、もしその者がいなければ弾圧や迫害の中止に直接結び付くことが、「正しい反政府テロリズムとしての暗殺」における道徳的に適切な標的の条件となる。そして、暗殺を指示する者や実行する者は、その暗殺に対する最も辛辣かつ敵対的な道徳的非難に耐えうるまでに、その標的が実質的に機能していることを立証する必要がある。つまり、こういうことが言える。弾圧や迫害に関して、その計画・立案・遂行・指示・命令において指揮系統にあり、かつ名目的または実質的な政治的責任を負う者は、さしあたっての暗殺の標的となりうる。しかし、そのうち、弾圧や迫害の実行において直接的かつ本質的に機能している者こそが、道徳的に適切な標的である。要は、軍籍の有無に関わらず、弾圧や迫害の遂行に本質的な機能を有している者とそうではない者を区別した上で、前者は道徳的に適切な標的となりうるが、後者はそうではないということだ。

ここまで、私たちは、軍籍の有無に関わらず、弾圧や迫害に関して、その計画・立案・遂行・指示・命令において指揮系統にあり、かつ名目的または実質的な政治的責任を負う者について、暗殺における区別の原則の視点から、道徳的に適切な標的になるかどうかについて検討してきた。しかし、同時に明らかなように、私たちは、その他の人々や他の何らかの属性に基づく集団について検討を行っていない。その中でも、明らかに標的として不適切な人々や集団があるだろう。例えば、弾圧や虐待の政策的決定やその内容について全く知らされていないまま、現場司令官の命令に心ならずも従う実行部隊の戦闘員を挙げることができるかもしれない。または、弾圧や迫害についてなんら直接の関与も責任も認められない3歳の子供を挙げることができるだろう。もちろん、前者は通常の戦闘であれば敵対行為への直接参加という点で適切な攻撃対象となるが、彼らは不特定多数であり、また無名であるために、「非常に限定され統制された暴力」という暗殺の射程には収まらない。では、後者はどうか。これもまた、弾圧や迫害に直接的かつ本質

的に機能しているか以前の問題である。彼または彼女は、非戦闘員であり、非武装の民間人であり、弾圧や迫害に関して、その計画・立案・遂行・指示・命令において指揮系統になく、かつ何らかの名目的または実質的な政治的責任を一切負っていない。そして、一般的に理性的な行為者または存在者という地位にあるのかどうかも分からないのであるから、本質的には保護の対象となる。

最後に、ここで検討すべきことがある。それは、弾圧や迫害の遂行に本質的な機能を有している者の「心を折る」ため、その当人ではなく3歳の娘を暗殺するというのは道徳的に許容できるのであろうか。もし、正戦論の「ユス・アド・ベルム」にあたる、「正しい反政府テロリズムとしての暗殺」における「暗殺をする際の正義」を全て満たしているのであれば、ある種の功利主義者や帰結主義者は、3歳の娘の暗殺は道徳的に許容されると論じるかもしれない。しかし、これまで見てきたように、戦闘員と非武装の民間人との間に道徳的差異を認め、後者を保護の対象とすることが、「正しい戦争」を考えていく上での道徳的基盤となっていることは明らかである。ゆえに、もし道徳的に許容される可能性がある暴力としての「正しい戦争」ひいては「正しい反政府テロリズムとしての暗殺」を真摯に考えるのであれば、3歳の娘の暗殺は、どのような状況であれ、道徳的非難を浴びることは間違いない。

・手段の比例：「暗殺という個別の行為によってもたらされる害悪は、その行為によってもたらされる善いことを超えてはならない」

この原則で問題となる害悪は、暗殺を原因として引き起こされる、一定期間の時間をおいた中で起こりうる一連の害悪ではない。むしろ、暗殺という行為が行われた場で、それが行われた瞬間に引き起こされる害悪のことである。そして、この原則で問題になる善いこともまた、中期または長期的な時間の幅で起こりうるのではなく、非常に短期的な時間の幅で考えられるべきことである。

暗殺という行為における善いことは、組織的な弾圧や迫害を行っている全体主義政権の指導者または弾圧や迫害を指示または命令している者を殺害することにより「無力化」、つまり、弾圧や迫害を指示または命令できない状態にすることである。そして、「無力化」により、弾圧や迫害を止めることである。しかし、暗殺を行うにあたっては、害悪が引き起こされることが予期される。例えば、暗殺の手段として爆発物を用いた場合、暗殺の標的だけではなく、それを取り巻く他の人々への被害が懸念される。この原則によると、標的以外の人々への被害や破壊は、ある程度までであれば、暗殺という行為によって得られる善いことと比べて釣り合っていると考えることができる。また、そういった被害や破壊は、付随的被害として許容される。しかし、どの程度が「釣り合っているか」という問題については、この原則からは具体的な比率や数値を出すことはできない。とはいえ、児童たちが構成する「少年少女親衛隊」の閲兵式のために小学校を訪問している標的に対して爆発物を満載したトラックで突っ込むことは、少なくとも直観的には「釣り合っている」とは言い難いのではないだろうか。

むすびにかえて

これまで、正戦論の枠組みを援用することで、理念上の「正しい暗殺」の構築を試み、反政府

テロとしての暗殺の道徳的許容(不)可能性について検討してきた。さしあたり、反政府テロとしての暗殺は、少なくとも理念上では道徳的に許容される可能性があることを示した。しかしそれは、実際にそのような暗殺が存在し、行われることとは全く別である。どちらかという、現実にはまずありえない暗殺であるだろう。とはいえ、本稿の結論として主張したいことは、暗殺の道徳的正当化は極めて困難であるが、決して不可能ではないということだ。ここまで辛抱強く読んでいただいた誠意ある読者に向かって今更さらながら言うべきことではないかもしれないが、あえて誤解を避けるために言うならば、ある暗殺が道徳的に正当化されるという主張は、それを行った者に説明責任があるということだ。「私たちは上記に検討した枠組みを用いて暗殺の正当化に対抗し、批判できる」ということを、本稿では強調したい。